

もしも手帳の商標登録について

項目	内容
商標（標準文字）	もしも手帳
区分	第 16 類 手帳、ノートブック、カード、印刷物
商標権者	神奈川県横浜市中区本町 6-50-10 横浜市
出願日	令和元年 10 月 25 日
登録日	令和 2 年 7 月 31 日
登録番号	登録第 6275596 号

■注意事項

- (1) 本市に断りなく名称を使用することや、作成意図と異なった使用をすることはできません。
- (2) 「もしも手帳」という名称を使用したい、本事業を参考にしたい等のご要望がありましたら、医療局地域医療課在宅医療連携担当までご連絡をお願いします。
- (3) 類似商標の存在を覚知した場合は、確認のためご連絡をさせていただきます。場合によっては、警告や勧告の手続をとることがあります。